

# 郡山市附属機関等の委員の公募に関する要領

## 第1 目的

この要領は、「郡山市附属機関等の設置及び運営に関する指針」に定める附属機関等（以下「附属機関等」という。）の審議に広く市民の意見を取り入れるため、委員等を公募するために必要な事項を定めることにより、適切で円滑な公募委員の選任を図ることを目的とする。

## 第2 公募委員枠設定基準

- 1 附属機関等の委員等には、その一部を公募による委員を選任するよう努めること。ただし、次に掲げる事項を調査審議する附属機関等については、この限りでない。
  - (1) 専門的な事項
  - (2) 利害関係の処分等に関する事項
  - (3) その他公募委員による審議が不相当と認められる事項
- 2 公募委員の定数に対する割合については、10パーセント以上（小数点以下第1位を切り上げる。）とする。
- 3 公募委員枠を設定した場合において、応募がなかったときは、他の方法により委員を選任することができるものとする。

## 第3 応募資格

応募資格のある者は、原則として、次に掲げる要件を満たす者とする。ただし、附属機関等の設置目的等に照らしこれにより難しいときは、この限りでない。

- (1) 郡山市内に引き続き1年以上居住している者
- (2) 公募する日において本市の附属機関等の委員として在任していない者
- (3) 過去に同一の附属機関等の公募委員として在任したことがない者
- (4) その他必要と認める事項（技能資格、職務経験、年齢等）

#### 第4 募集案内及び方法

委員公募の市民への周知は、会議開催日のおおむね3ヶ月前までに次の方法により行うこととし、1ヶ月程度の募集期間を設けることとする。

##### (1) 周知項目

- ア 附属機関等名及び審議内容
- イ 公募する人数
- ウ 応募資格
- エ 応募方法及び募集期間
- オ 選任の時期及び任期
- カ 選考方法
- キ 選任された場合、氏名が公表される旨

##### (2) 広報の方法

- ア 可能な限り広報こおりやま及びホームページ、テレビ、ラジオの市提供番組等により広報するものとする。
- イ 記者クラブに募集に係る資料提供を行うものとする。

#### 第5 申込方法

1 申し込みは、応募しようとする者から次に掲げる事項を記載したもの（以下「申込書」という。）の提出を受けることによるものとする。

- (1) 申し込む附属機関等の名称
- (2) 住所、氏名、電話番号、生年月日及び性別（任意）
- (3) 現在の職業
- (4) 申し込み理由
- (5) 職歴、社会活動等の活動歴、自己PR

（例えば、環境、福祉等のボランティア活動や社会教育等に係る活動等の主な活

動経験等)

(6) その他必要と認めるもの(小論文等)

2 申込書は、返還しない。

## 第6 公募委員の選考方法

委員の選考については、原則として選考委員会を設置して行うこととし、附属機関等の設置目的等を考慮して、次の方法により公平、公正に行うものとする。

(1) 申込書及び小論文等による選考

(2) 面接による選考

## 第7 公募委員選考結果の公表等

(1) 応募者全員に採用の可否について速やかに通知すること。

(2) 公募委員が決定したときは、その結果を記者クラブに資料提供すること。

## 第8 関係課長への報告

附属機関等の所管課等の長は、公募を行おうとするとき及び公募委員を選任したときは「附属機関等の委員公募報告書」(第1号様式)により、速やかに総務部行政マネジメント課長及び広聴広報課市政情報センターに報告するものとする。

## 第9 適用期日

この要領は、平成14年8月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成22年10月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年3月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年6月1日から施行する。

(第1号様式)

年 月 日

行政マネジメント課長

課長

附属機関等の委員公募報告書

1 委員公募をするとき

附属機関等の名称	
委員定数 (A)	人
公募人数 (B)	人
公募委員の割合 (B/A)	%
応募資格	
選考方法	<input type="checkbox"/> 小論文 <input type="checkbox"/> 面接 <input type="checkbox"/> その他 ( )

2 公募委員を選任したとき

応募者数	人
選任した委員の氏名	

※ 2の公募委員を選任したときの報告は、1の委員公募をしようとするときに提出したものに加筆して送付してください。

(注：様式は、別途 Excel で添付していますので、報告は、Excel 形式でお願いします。)